

参考様式第5-1号

産農政第1037号
令和8年1月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山武市長 松下 浩明

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 山武市 (122378) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 松尾地区 (押辺、新堀、長谷、第四、琴平、八重田、生子宿、猿尾、五反田、祝田、本水深、田越、大堤、寿町、松尾) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年1月5日 (第2回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・空港道路周辺では、イノシシ以外のアライグマハクビシンによる被害が増えている。今、行政と市民が一体となって対処するべき。(意見)
- ・担い手がいないため、他の地区から耕作に来ているのが現状。
- ・ジャンボタニシの被害が増えている。対策として、農薬を散布しているようだが、農薬散布より、市が呼びかけて捕獲罠を設置し、一斉駆除した方が環境に優しいのでは？(意見)
- ・畠は手間がかかるせいか、畠の不作付地が多い。
- ・ナガエツルノゲイトウが増えてきている。
- ・農地を所有していることが負の財産となっている。
- ・大区画にすると隣の農地との傾斜(高低差)大きくなる場所があり、ほ場整備した場合、畦畔率が大きくなる。
- ・農地は一度荒れてしまうと、担い手がつかなくなる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

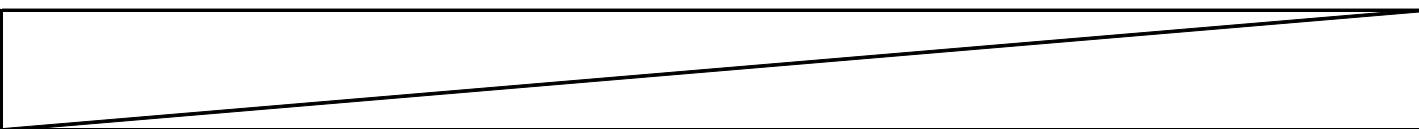
- ・個人と営農法人の役割は分けて考えた方が良い。広い条件のよい農地は法人が耕作し、小さな農地は兼業農家が担っていく。
- ・法人化して給与を支払うには黒字化にしないといけない。今の農産物の価格では無理がある。国の施策が必要。(意見)
- ・環境づくり(農業をやれる)を国がやらないと若い人がやろうとは思わない。助成制度が必要。(意見)
- ・芝山町で一般社団法人を作つて運営しているので、参考事例として確認してはどうか。(意見)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 345.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 345.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）



注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| ・条件のよい農地は當農法人に集積していく。 ・インフラ整備ができれば集積ができる。全てはインフラ整備次第。(意見) ・八田地区は集積率が高い。今後もほ場整備事業により法人に集積していく予定。 ・小規模の農家の耕作していない土地は集積を進めていけばよい。(意見) ・農地取得のためには、農業経営基盤強化準備金を利用するのがよい。よい制度なので、制度を失くさず残して欲しい(意見) |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| ・八田地区で活用中であり、今後も活用していく。 ・集積化協力金を活用するには、受け皿が必要となる。地域で受け皿を作る必要がある。(意見) |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| ・排水路だけでも整備を行いたい。(意見) ・受け手が耕作しやすいように将来を考えて、ほ場整備をする必要がある。 ・(八田地区で基盤整備を行っているが)猿尾地区でも基盤整備に取り組んで欲しい。(意見) |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・新規就農者の育成に力を入れているが、新規就農者ばかりでなく、継承者を育成する方が大事ではないか。助成があれば、農業を継承する人がいるかもしれない。市で助成を検討して欲しい。(意見) ・有機農業の新規就農者はやり方(雑草除去)によっては、隣接農家が困っている。(意見) |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------|---------|----------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④畠地化・輸出等 | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | ⑦保全・管理等 | ⑧農業用施設 | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①山武市有害鳥獣駆除隊による駆除の実施及び、被害防止柵(電気柵)の購入設置に対する補助を実施しているので、周知を図ることにより、田畠への防除を進めていく。
⑩認定農業者以外にも、もっと若い農家等、今後の担い手と成る人々に声をかけるべきではないか。(意見)
⑩法人経営でも農業は、現在のシステムだと経営が成り立たない。(意見)
⑩地域に仕事がないと、若者は残らない。(意見)